

社会福祉法人 清風会 女性の活躍推進に関する行動計画

職員の働きやすさと、女性のさらなる技術、キャリアアップを目指して、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2. 清風会の課題

- ① 全事業所が対人援助職であるが故に、定刻どおりに退社できずに残業が常態化している。
- ② キャリアアップのための研修、教育機会の有効活用がなされていない。

3. 目標と取り組み内容・時期

1) 労働者の月ごとの平均残業時間を 4 時間以内とする。

<取り組み内容>

- ① 平成 28 年 4 月～ ・業務内容、職員配置などの見直しを事業所単位で実施する。
- ② 平成 28 年 10 月～ ・年度上半期の残業時間を基に、下半期の業務内容を見直す。
・特定の労働者の残業時間が著しく多い場合は、業務内容のほか、職員の再教育も含めた改善策を検討する。
- ③ 平成 29 年 3 月～ ・年度内の残業時間を元に、次年度の業務体制の見直しを実施。
- ④ 平成 29 年 4 月～ ・半期ごとに②を実施
- ⑤ 平成 30 年 3 月～ ・中間評価、改善計画の策定
(行動計画の継続の妥当性を見直し・新たな課題の抽出)
- ⑥ 平成 30 年 4 月～ ・①⇒②⇒③⇒④の実施
- ⑦ 平成 31 年 3 月 ・行動計画の評価、改善計画の策定

2) 将来の人材育成を目的とした、男女の教育・研修受講率の公正化。

<取り組み内容>

- ① 平成 28 年 4 月～ ・各種研修参加計画を策定する。
(男女別に参加機会の偏りがないように調整する)
(内部・外部研修共に研修計画を策定)
- ② 平成 28 年 10 月～ ・法人内事業所間で他部署・他事業所研修計画を策定。
(研修期間は事業所同士で取り決める)
- ③ 平成 29 年 3 月～ ・年度内の教育、研修受講率、業務への反映の評価。
・次年度の研修計画策定。
- ④ 平成 29 年 4 月～ ・①⇒②⇒③⇒④の実施
- ⑤ 平成 30 年 3 月～ ・中間評価、改善計画の策定
(行動計画の継続の妥当性を見直し・新たな課題の抽出)
- ⑥ 平成 30 年 4 月～ ・①⇒②⇒③⇒④の実施
- ⑦ 平成 31 年 3 月 ・行動計画の評価、改善計画の策定